

訪問看護の円滑な
サービス継続利用のために

訪問看護職員
に対する

なくそう! 暴力・ハラスメント



どのような行為が
暴力・ハラスメントに該当するのか、
裏面を確認してみましょう。



訪問看護の現場でも、サービスの利用者・家族から職員に対して、
身体的・精神的暴力やセクシュアルハラスメントなどが発生しています。

暴力・ハラスメントが発生すると、訪問看護サービスの継続が難しく
なります。訪問看護職員が安全安心な環境で質の高いサービスを提供
できるよう、暴力・ハラスメントの防止にご理解、ご協力をお願いします。



福岡県

福岡県看護協会

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会

次のような行為は「**暴力・ハラスメント**」に該当し、
訪問看護職員の尊厳や心身を傷つけるものです。

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。



例

- 大声を発する、怒鳴る
- 「このくらいできて当然」と理不尽な要求をする
- 特定の職員に嫌がらせをする

など

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。



例

- コップを投げつける
- たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く

など

セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。



例

- 必要もなく手や腕を触る
- 抱きしめる
- ヌード写真やアダルトビデオを見せる
- 卑わいな言動での声掛け

など

暴力・ハラスメントは、いかなる場合でも認められるものではありません。
暴力・ハラスメントの中には、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、強制わいせつ罪等の
犯罪になりうる行為もあります。

Point!

訪問看護職員は、看護サービスの「プロ」です!

訪問看護職員は、単に「身の回りのお世話をする人」ではありません。
自宅などで療養する方の心身機能の維持回復などを目的として、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

信頼関係を築き、訪問看護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。

